

大田市公式LINEアカウント機能拡張業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市の情報発信力を強化し、より多くの市民に市政情報を提供、市民からの声を市政へ届ける広報広聴機能の充実、また市民の利便性向上を図るため、公式LINEアカウントの機能を拡張する。利用者にとってより活用しやすく、運用の中でアカウントを成長させ、より充実した情報発信につながるよう、公式LINEアカウント機能拡張業務を委託するのに最も適した者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 大田市公式LINEアカウント機能拡張業務
- (2) 業務内容 別紙「大田市公式LINEアカウント機能拡張業務委託に関する仕様書」(以下「仕様書」という)のとおりに従う
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額 4,532,000円(消費税及び地方消費税額を含む)
※仕様書に記載する準備期間における公式LINEアカウント機能拡張業務に係る経費及び利用期間におけるシステム利用料の総額

3. スケジュール

スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

日時	内容
令和7年5月13日(火)	公募開始
令和7年5月26日(月)午後4時	参加表明書の提出期限
	質問の受付期限
令和7年6月2日(月)	参加資格審査結果の通知期限
	質問の回答期限
令和7年6月9日(月)午後4時	企画提案書等の提出期限
令和7年6月23日(月)	プレゼンテーション審査
令和7年6月30日(月)	結果通知
令和7年7月中	契約締結

4. 参加資格

公告日現在、以下の参加資格を全て満たしていること。ただし、審査結果の決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大田市において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する使命を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でないこと。
- (9) 本事業の実施にあたり、本事業の趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験等を有した者を従事させ、公益に資する意思をもって本事業に参加する者であること。
- (10) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること。
- (11) 地方公共団体への公式LINEアカウントの構築実績があること。
- (12) ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）の承認を得ていること。
- (13) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。

5. 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和7年5月26日（月）午後4時（必着）
- (2) 提出先 11. に記載の事務局メールアドレス
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出書類 質問書（様式1）
- (5) 回答方法 令和7年6月2日（月）までに本市ホームページに掲載する。ただし、質問者の氏名、企業名等は公表しない。また、電話や口頭による照会には対応しない。

6. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月26日(月)午後4時(必着)
- (2) 提出先 11.に記載の事務局窓口
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 下記書類を各1部
 - ア. 参加表明書(様式2)
記名と代表者印を押印のうえ、提出すること。
 - イ. 会社概要、他自治体における導入実績がわかる資料
任意様式とし、パンフレット等の写しでも可とする。
 - ウ. ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)の承認を得ていることがわかる資料
 - エ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証を取得していることがわかる資料
 - オ. 商業登記簿謄本または登記事項証明書(発行日から3ヶ月以内、写し可)
 - カ. 国税及び地方税に滞納がないことを証明する書類(発行日から3ヶ月以内、写し可)
 - ①消費税及び地方消費税に関する納税証明書
 - ②都道府県における法人事業税に滞納がないことの証明書
 - ③大田市税に関する納税証明書(大田市内に事業所を有している場合)

7. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和7年6月9日(月)午後4時(必着)
- (2) 提出先 11.に末尾記載の事務局窓口及びメールアドレス
- (3) 提出方法 持参又は郵送及び電子メール
- (4) 提出書類 下記書類の正本各1部、副本各7部及び電子データ
 - ア. 企画提案書
 - イ. 見積書
- (5) 提出書類の記載内容
 - ア. 企画提案書
次の表に基づき作成するものとする。
企画提案書の枚数に制限は設けない。様式は任意とするが、日本産業規格A4横型(一部A3版資料折込使用可)で作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要、地方公共団体実績について、以下の点を踏まえて記述すること。

		①会社概要 ②提案内容と同様または類似の業務実績
2	本業務に対する取り組み	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。 ①基本的な考え方、事業への理解 ②業務スケジュール ③導入体制・運用体制
3	基本機能	以下の機能について、活用の具体例も示しながら記述すること。 ①セグメント配信機能 ②リッチメニュー機能 ③チャットボット機能 ④通報機能 ⑤メール連携機能 ⑥アンケート機能
4	構築に関する支援	以下の内容について記述すること。 ①運用開始までの支援内容 ②職員研修
5	セキュリティ	以下の内容について記述すること。 ①セキュリティの確保 ②障害発生時の対応等
6	運用・保守業務	以下の内容について記述すること。 ①アクセス状況などの情報分析 ②公式 LINE アカウント成長のための定期的な検討 ③問い合わせ対応
7	追加提案	①過去の機能追加事例や今後想定される環境変化に対応できる拡張性に関して提示することがあれば提示すること。 ②利用者及び管理者にとって利便性向上や友だち増加に関するアイデア等があれば提示すること。 ③ ①、②の提案は本業務の委託料の範囲内で実現可能か、または別途費用が必要となるか明記すること。

イ. 見積書

次の項目について、詳細な内訳を明示した見積書及びその内訳書を提出すること。

- ①仕様書記載の準備期間における公式LINEアカウント機能拡張業務に係る経費（操作研修に係る費用を含む）
 - ②仕様書記載の利用期間におけるシステム利用料の月額及び総額
- 提案内容に係る金額はすべて含めること。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税及び地方消費税額を加算すること。

8. 審査

(1) 選定委員会の設置

事業者の選定にあたり、「大田市公式LINEアカウント機能拡張業務委託事業者審査会審査要項」により選定委員会を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

(2) プレゼンテーションの実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーションを次のとおり行う。なお、提案者が4者以上となった場合は、企画提案書による事前審査を行い、選定委員会において、選定された者のみがプレゼンテーションを行う。

ア. 実施日（予定） 令和7年6月23日（月）

イ. 使用機材

大型モニターは大田市が準備する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は提案者が用意すること

ウ. 時間配分

プレゼンテーション 30分間
質疑応答 10分間
計 40分間

エ. その他

プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする

(3) 事業者の選定

各委員の評価点の合計により順位をつけ、最も合計点の高い者を受託候補者として選定する。合計点数が最も高い者が複数であるときは、選定委員の合議による比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点の優劣をつけ、順位を決定するものとする。

(4) 評価項目及び配点

評価項目		評価内容	配点
基本事項	業務実績	他自治体において豊富な導入実績があり、本業務を円滑に進めるための実績、ノウハウを十分に有しているか。	5
	本業務に対する取り組み	取り組み意欲が感じられるか。 無理なく適切なスケジュールとなっているか。 スタッフの配置や業務の管理体制が十分であるか。	10

システム要件	セグメント配信機能	利用者、管理者にとって使いやすいものとなっているか。	5
	リッチメニュー機能	利用者、管理者にとって使いやすいものとなっているか。	5
	チャットボット機能	利用者、管理者にとって使いやすいものとなっているか。	5
	通報機能	利用者、管理者にとって使いやすいものとなっているか。	5
	メール連携機能	利用者、管理者にとって使いやすいものとなっているか。	5
	アンケート機能	利用者、管理者にとって使いやすいものとなっているか。	5
	独自性	仕様書に定めのない事項で、実現可能かつ利用者及び職員の利便性向上に資する提案となっているか。	10
初期構築、運用・保守	初期構築	運用開始に向けた構築のサポート内容が手厚く、事業者の責任をもってアカウントを公開させる内容となっているか。	15
	運用・保守及びサポート体制	友達数の増加や利用者及び職員の利便性向上など、アカウントの成長に向けた運用となっているか。将来的なニーズの変化に合わせた対応やシステムの拡張性を期待できるか。	20
その他	セキュリティ	システム障害対策、データの保護の考え方が明瞭で、情報漏洩を防止するための対策が十分に確保されているか。	5
	見積価格	見積価格が提案上限額に収まっており、提案内容に見合った適切な価格となっているか。	5
合計			100

(5) 提案の無効

次のいずれかに該当した場合は、提出された企画提案書等は無効とする。

- ア. 参加表明書提出以降に参加資格を満たさないこととなった場合
- イ. 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽の場合
- ウ. 見積金額が提案上限額を超える場合
- エ. 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会委員もしくは関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合。
- オ. その他選定委員会が認める場合

(6) その他

- ア. 提案が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合、合計点数が総合計点数の60%以上でなければ受託候補者として認めないものとする。
- イ. 最終選考結果は、プレゼンテーション参加者宛に文書で通知する。また、本市ホームページで公表する
- ウ. 審査結果に対する異議申し立ては受理しない

9. 契約締結

受託候補者と契約締結の交渉を行う。詳細な契約内容については、その交渉時において仕様書の変更調整を行い決定する。よって、提出された企画提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議の上企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

また、受託候補者との協議が不成立の場合は、次点の者を受託候補者として協議を行うものとする。

10. その他事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限までに書類が提出されなかった場合には、いかなる理由であっても参加できない。
- (3) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 書類提出後に辞退する場合は、参加辞退書（様式3）を提出すること。
- (5) 提出された書類は、受託者の選定に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (7) 提出された書類は、返却しない。
- (8) 提出書類の作成のために本市から受領した資料等は、本市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (9) 本事項に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

11. 問い合わせ（事務局）

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111 番地

大田市役所 政策企画部政策企画課 政策企画係 担当：松本、吉川

電話：0854-83-8005

メール：o-seisaku@city.oda.lg.jp